

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

別紙1-1大阪府道高速大和川線（大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで）に関する工事の内容中（4）工事予算を次のように改める。

267,219百万円（消費税込み）

別紙1-2大阪府道高速大和川線（大阪府松原市三宅西七丁目から大阪府松原市三宅中八丁目まで）に関する工事の内容中（5）工事の着手及び完成の予定年月日を次のように改める。

工事の着手年月日 平成24年7月1日

・なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

工事の完成予定年月日 平成25年3月21日（供用開始）

平成26年9月30日（残事業完成）

別紙1-3大阪府道高速道路淀川左岸線（大阪府大阪市此花区島屋二丁目から大阪府大阪市此花区高見一丁目まで）に関する工事の内容中（4）工事予算を次のように改める。

276,791百万円（消費税込み）

別紙1-4大阪府道高速道路淀川左岸線（大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで）に関する工事の内容中（4）工事予算を次のように改める。

9,309百万円（消費税込み）

別紙1-5神戸市道高速道路2号線（兵庫県神戸市長田区南駒栄町から兵庫県神戸市長田区蓮池町まで）に関する工事の内容中（4）工事予算を次のように改める。

143,033百万円（消費税込み）

同別紙中（5）工事の着手及び完成の予定年月日を次のように改める。

（5）工事の着手及び完成の年月日

工事の着手年月日 平成3年12月13日

工事の完成年月日 平成22年12月18日

（神戸長田～湊川ジャンクション 供用開始）

平成25年3月28日

（神戸長田～湊川ジャンクション 残事業完成）

別紙 1 - 6 大阪府道高速大阪守口線(改築)(守口 J C T (仮称))に関する工事の内容中(5) 工事の着手及び完成の予定年月日を次のように改める。

工事の着手年月日	平成 20 年	7 月	2 日
工事の完成予定年月日	平成 26 年	3 月 23 日	(供用開始)
	平成 27 年	9 月 30 日	(残事業完成)

別紙 1 - 7 大阪府道高速大阪松原線(改築)(松原 J C T 改良)に関する工事の内容中(4) 工事予算を次のように改める。

7,947 百万円(消費税込み)

別紙 1 - 10 大阪府道高速大阪池田線(改築)(信濃橋渡り線(仮称))に関する工事の内容中(4) 工事予算を次のように改める。

13,761 百万円(消費税込み)

同別紙中(5) 工事の着手及び完成の予定年月日を次のように改める。

工事の着手年月日	平成 23 年	11 月	21 日
工事の完成予定年月日	平成 29 年	3 月	31 日

別紙 1 - 11 神戸市道生田川箕谷線に関する工事の内容中(5) 工事の着手及び完成の予定年月日を次のように改める。

(5) 工事の着手及び完成の年月日

工事の着手年月日	平成 24 年	9 月	30 日
工事の完成年月日	平成 24 年	9 月	30 日

別紙2を次のように改める。

(別紙2)

収支予算の明細

[百万円(消費税込み)]

		新たな資産形成に係らない部分			新たな資産形成に係る部分								
		収入	支出	収支差	収入		支出 ^(注1)			債務			
		料金収入	計画管理費	貸付料支払い	有利子借入金	無利子借入金等	新設・改築費等	修繕費等	災害復旧費	債務残高(期首)	機構への引き渡し債務		
											有利子借入金	社会資本借入金	無利子借入金
2006年度	平成18年度	189,740	41,524	147,216	16,091	15,572	31,483	4,152	0	61,469	3,743	0	0
2007年度	平成19年度	189,834	40,347	149,487	16,616	20,158	27,442	3,997	0	89,389	2,992	0	0
2008年度	平成20年度	180,626	39,998	140,628	26,470	18,418	34,514	7,051	0	123,171	6,361	0	0
2009年度	平成21年度	163,300	41,682	121,618	29,849	15,105	35,579	8,029	0	161,698	7,343	0	0
2010年度	平成22年度	165,408	42,496	122,912	27,392	16,916	37,416	10,293	0	199,309	48,760	0	21,971
2011年度	平成23年度	169,546	41,166	128,380	22,270	18,536	48,724	7,820	0	172,886	39,827	0	11,034
2012年度	平成24年度	175,483	40,634	134,849	79,604	20,500	84,672	8,983	0	162,831	53,386	0	603
2013年度	平成25年度	178,428	42,553	135,875	48,918	14,214	51,905	14,958	4,368	208,945	83,496	0	60,995
2014年度	平成26年度	184,388	41,882	142,506	114,960	13,842	94,468	34,334	0	127,587	41,844	0	2,231
2015年度	平成27年度	189,285	41,107	148,178	39,180	11,034	34,939	15,274	0	212,315	45,091	0	8,759
2016年度	平成28年度	193,659	41,240	152,419	48,864	10,338	43,817	15,385	0	208,679	189,599	0	78,282
2017年度	平成29年度	213,985	44,611	169,374	23,652	4,014	11,594	16,072	0	0	23,652	0	4,014
2018年度	平成30年度	217,119	44,680	172,439	16,144	0	0	16,144	0	0	16,144	0	0
2019年度	平成31年度	220,169	44,393	175,776	18,474	1,368	3,680	16,162	0	0	16,162	0	0
2020年度	平成32年度	221,820	44,328	177,492	19,879	1,806	5,512	16,173	0	3,680	22,191	0	3,174
2021年度	平成33年度	224,479	44,779	179,700	16,260	0	0	16,260	0	0	16,260	0	0
2022年度	平成34年度	226,606	44,816	181,790	16,278	0	0	16,278	0	0	16,278	0	0
2023年度	平成35年度	228,704	44,058	184,646	16,828	0	0	16,828	0	0	16,828	0	0
2024年度	平成36年度	228,760	44,045	184,715	16,830	0	0	16,830	0	0	16,830	0	0
2025年度	平成37年度	228,816	43,953	184,864	16,966	0	0	16,966	0	0	16,966	0	0
2026年度	平成38年度	228,844	44,325	184,519	17,064	0	0	17,064	0	0	17,064	0	0
2027年度	平成39年度	228,900	44,257	184,643	17,169	0	0	17,169	0	0	17,169	0	0
2028年度	平成40年度	228,928	44,324	184,604	17,167	0	0	17,167	0	0	17,167	0	0
2029年度	平成41年度	228,984	44,358	184,626	17,463	0	0	17,463	0	0	17,463	0	0
2030年度	平成42年度	229,012	44,163	184,849	17,460	0	0	17,460	0	0	17,460	0	0
2031年度	平成43年度	227,417	43,700	183,717	17,514	0	0	17,514	0	0	17,514	0	0
2032年度	平成44年度	225,794	43,372	182,422	17,514	0	0	17,514	0	0	17,514	0	0
2033年度	平成45年度	224,199	43,185	181,014	17,894	0	0	17,894	0	0	17,894	0	0
2034年度	平成46年度	222,632	43,211	179,421	17,886	0	0	17,886	0	0	17,886	0	0
2035年度	平成47年度	221,037	43,344	177,693	17,887	0	0	17,887	0	0	17,887	0	0
2036年度	平成48年度	219,498	43,384	176,114	17,922	0	0	17,922	0	0	17,922	0	0
2037年度	平成49年度	217,931	43,291	174,640	18,602	0	0	18,602	0	0	18,602	0	0
2038年度	平成50年度	216,392	42,839	173,553	18,600	0	0	18,600	0	0	18,600	0	0
2039年度	平成51年度	214,881	42,692	172,189	18,602	0	0	18,602	0	0	18,602	0	0
2040年度	平成52年度	213,342	42,610	170,732	18,596	0	0	18,596	0	0	18,596	0	0
2041年度	平成53年度	211,859	42,689	169,170	18,736	0	0	18,736	0	0	18,736	0	0
2042年度	平成54年度	210,347	42,774	167,573	18,736	0	0	18,736	0	0	18,736	0	0
2043年度	平成55年度	208,864	42,969	165,895	18,745	0	0	18,745	0	0	18,745	0	0
2044年度	平成56年度	207,381	42,749	164,632	18,741	0	0	18,741	0	0	18,741	0	0
2045年度	平成57年度	205,926	42,533	163,393	18,742	0	0	18,742	0	0	18,742	0	0
2046年度	平成58年度	204,471	42,271	162,200	18,760	0	0	18,760	0	0	18,760	0	0
2047年度	平成59年度	203,016	42,210	160,806	18,773	0	0	18,773	0	0	18,773	0	0
2048年度	平成60年度	201,589	42,281	159,308	18,772	0	0	18,772	0	0	18,772	0	0
2049年度	平成61年度	200,162	42,354	157,808	18,769	0	0	18,769	0	0	18,769	0	0
2050年度	平成62年度	89,190	35,853	53,337	9,186	0	0	9,186	0	0	9,186	0	0
計		9,280,752	1,926,032	7,354,720	1,076,824	181,821	545,746	723,289	4,368	1,129,051	0	0	191,063

(注1) 新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。

(注2) 平成18年度から平成24年度までは実績値を、平成25年度は実績見込値を記載している。

別紙3を次のように改める。

(別紙3)

料金の額及びその徴収期間

(1) 基本料金の額

阪神高速道路(本文記1高速道路の路線名中、 から の路線をいう。以下同じ。)における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

一. 1キロメートル当たり料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たり料金の額

普通車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。)の利用距離に対して課する1キロメートル当たり料金の額は、29.52円とする。

(2) 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する普通車の固定額は、276.19円とする。

(3) 大型車(車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車(道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。)をいう。以下同じ。)の1キロメートル当たり料金の額及び利用1回に対して課する固定額は、普通車の2倍とする。

二. 適用方法

(1) 利用距離

阪神高速道路の出入口等(阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。)の相互間の利用距離は、別添1のキロ程によるものとする。ただし、ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第1条に規定する有料道路自動料金収受システム(以下「ETCシステム」という。)を利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETCカード(同省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」という。)が定めたETCシステム利用規程(平成24年12月6日。以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。)以外の自動車は、阪神高速道路の入口等から利用可能(記〔5〕二に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。)な最遠の出口等までの距離(別添2に掲げる出入口等間を利用する場合においては、同表に掲げる距離)を利用距離とする。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに記(1)に定める出入口等の相互間の利用距離に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額 = $L R + F$ (単位：円)

注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：出入口等の相互間の利用距離(単位：キロメートル)

R：1キロメートル当たり料金の額(単位：円)

F：利用1回に対して課する固定額(単位：円)

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をAランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をBランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をCランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B、C及びD各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Cランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

E T C車の場合の料金調整

A B間の利用距離とC D間の利用距離を合算して、記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

E T C車以外の自動車の場合の料金調整

A B間の通行とC D間の通行を1回の通行とみなして、Aランプからの利用距離に応じて記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(2) 特別の措置

料金の額については、記〔1〕にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。

なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

一. 料金の額

(1) 阪神高速道路の出入口等の相互間を通行する自動車に適用する基礎料金は、記(2)の利用距離に応じて、下表の額を適用する。

利用距離	基礎料金(円)	
	普通車	大型車
6.0km 以下	476.19	952.38
6.0km 超 ~ 12.0km 以下	571.42	1,142.84

12.0km 超 ~ 18.0km 以下	666.66	1,333.32
18.0km 超 ~ 24.0km 以下	761.90	1,523.80
24.0km 超 ~ 30.0km 以下	857.14	1,714.28
30.0km 超 ~ 36.0km 以下	952.38	1,904.76
36.0km 超 ~ 42.0km 以下	1,047.61	2,095.22
42.0km 超 ~ 48.0km 以下	1,142.85	2,285.70
48.0km 超 ~ 54.0km 以下	1,238.09	2,476.18
54.0km 超 ~ 60.0km 以下	1,333.33	2,666.66
60.0km 超 ~ 66.0km 以下	1,428.57	2,857.14
66.0km 超	1,523.80	3,047.60

- (2) 阪神高速道路の出入口等の相互間の利用距離は、別添1のキロ程によるものとする。ただし、ETC車以外の自動車は、阪神高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添2に掲げる出入口等間を利用する場合には、同表に掲げる距離）を利用距離とする。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。
- (3) 1回の通行に係る料金の額は、車種ごとに出入口等の相互間の利用距離に応じて、記(1)に定める基礎料金を消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二．相互利用区間の料金の額

下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記一の規定にかかわらず、1回の通行につき同表の相互利用区間の基礎料金を消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。ただし、同表の区間のみを通行する自動車が、一般国道2号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間を連続して通行する場合には、同表の相互利用区間の基礎料金を消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を、同表の区間のみを通行について会社が当該自動車から徴収する料金の額と一般国道2号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間の通行について西日本高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とみなす。

路線名	相互利用区間の料金を徴収する区間	相互利用区間の基礎料金		
		普通車	大型車	特大車
兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線	神戸市西区伊川谷町潤和から同町井吹まで及び同市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで	190.47円	285.71円	666.66円

(注) 上表の普通車、大型車及び特大車の種類は、別添3のとおりとする。

三．通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をAランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出口をBランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入口をCランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出口等をDランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B、C及びD各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Cランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、記二の区間のみを通行する自動車については、料金調整は行わない。

(1) ETC車の場合の料金調整

A B間の利用距離とC D間の利用距離を合算した利用距離に応じて、料金を適用する。

(2) ETC車以外の自動車の場合の料金調整

A B間の通行とC D間の通行を1回の通行とみなして、Aランプからの利用距離に応じて料金を適用する。

四．神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

(1) 神戸市道生田川箕谷線と他の阪神高速道路とを連続して通行（ETC車については、記〔5〕二に定める兵庫県道高速神戸西宮線と神戸市道生田川箕谷線とを引き続いて通行する場合を含む。）する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、下表の基礎料金の消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額と、神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離に応じて記一に定める基礎料金の消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額との合計額を徴収する。

ただし、出入口等の相互間に神戸市道生田川箕谷線及び神戸市道高速道路2号線又はそのいずれかを含む経路が複数存在する場合、実際に通行した経路にかかわらず、最短経路を通行したものとみなし、最短経路の利用距離を適用する。最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含む場合は、本項に定める料金の額を徴収し、最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含まない場合は、記一に定める料金の額を徴収する。

車種	普通車	大型車
基礎料金（円）	571.42	1,142.84

(2) 神戸市道生田川箕谷線のみを通行する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、1回の通行につき、記(1)の下表の基礎料金の消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を適用する。ただし、普通車には道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車を含み、第二種原動機付自転車の料金の額は、47.61円に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を適用する。

〔3〕割引を適用する自動車及び割引率等

一．上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する自動車

(2) 割引内容

神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離が、下表に掲げる利用距離となる場合は、記〔2〕－(1)に定める基礎料金にかかわらず、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

利用距離	割引後の基礎料金(円)	
	普通車	大型車
30.0km 超	857.14	1,714.28

この割引による料金の額は、車種ごとに記 に定める割引後の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二．障害者割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の 又は の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード(会社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。)又はETCパーソナルカード(六会社が契約に基づき共同で発行し、

貸与する ETCカードをいう。以下同じ。)と車載器(利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する場合に限る。

(2) 割引率

割引率は50%以下とする。

三. ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。)が別に定める約款(以下「利用約款」という。)により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バス(乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。〕ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

割引率は39%以下とする。

四. 新神戸トンネル連続利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するETC車。ただし、会社が別に定める通行方法により通行する場合に限る。

兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するETC車以外の自動車

(2) 割引内容

記(1)又はに定める自動車ごとに次の割引内容とする。なお、この割引による料金の額は、車種ごとに定める割引後の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

割引内容は記〔2〕四(1)に定める料金の額を徴収せず、神戸市道生田川箕谷線の出入口を含む出入口等の相互間の利用距離に応じて、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

利用距離	割引後の基礎料金(円)	
	普通車	大型車
12.0km以下	571.42	1,142.84
12.0km超~18.0km以下	666.66	1,333.32
18.0km超~24.0km以下	761.90	1,523.80
24.0km超	857.14	1,714.28

割引内容は記〔2〕四（1）に定める料金の額を徴収せず、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

割引後の基礎料金（円）	
普通車	大型車
857.14	1,714.28

五．基礎割引額等を適用する割引については、以下のとおりとする。

（1）環境ロードプライシング割引

割引を適用する自動車

イ ETC車のうち大型車

ロ ETC車のうち、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二の自動車の範囲の欄に掲げる自動車のうち下表に掲げる車両で、かつETCコーポレートカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10 から 19 まで及び 100 から 199 まで
人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車	2、20 から 29 まで及び 200 から 299 まで
散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車 その他特種の用途に供する普通自動車	8、80 から 89 まで及び 800 から 899 まで

割引率等

イ 割引率を適用する場合

割引率は30%とする。

ただし、下表に掲げる利用区間を通行する場合は、記 イ又はロごとに同表の利用距離に応じて、同表の割引率を適用する。なお、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。

利用区間	利用距離	割引率	
		イ	ロ
兵庫県道高速湾岸線の一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港JCT）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合。ただし、兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市東海岸町から	利用距離にかかわらず	15%	

西宮市西宮浜一丁目まで又は大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点とする場合は除く。		
兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市西宮浜一丁目(西宮浜出入口)を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴(天保山出入口)までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港(北港JCT)から大阪市福島区大開(大開出入口)までの区間を越えて連続して通行する場合	利用距離にかかわらず	10%
大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と連続して通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目(西宮浜出入口)を起着点として通行する場合は除く。		

□ 基礎割引額を適用する場合

下表に掲げる利用区間を通行する場合は、記イ又はロごとに同表の利用距離に応じて、同表の基礎割引額を適用する。

利用区間	利用距離	基礎割引額	
		イ	ロ
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市末広町(尼崎末広東行出口及び西行入口)又は尼崎市東海岸町(尼崎東海岸出入口)を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市鳴尾浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区岩屋南町から須磨区月見山町三丁目までの区間の一部を含む区間とを連続して通行(記〔5〕二に定める通行方法による場合に限る。)する場合	12.0km 超 ~ 18.0km 以下	400.00 円	200.00 円
	18.0km 超 ~ 24.0km 以下	590.47 円	295.23 円
	24.0km 超	780.95 円	390.47 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目(甲子園浜出入口)までの区間の一部を含む区間を通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目(西宮浜出入口)を起着点として通行する	6.0km 以下	285.71 円	142.85 円
	6.0km 超 ~ 12.0km 以下	476.19 円	238.09 円
	12.0km 超 ~ 18.0km 以下	666.66 円	333.33 円

場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	18.0km 超 ~ 24.0km 以下	857.14 円	428.57 円
	24.0km 超	1047.61 円	523.80 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間及び西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	6.0km 以下	419.04 円	209.52 円
	6.0km 超 ~ 12.0km 以下	609.52 円	304.76 円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間のみ又は西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する場合	利用距離にかかわらず	685.71 円	342.85 円

割引を適用する区間

- イ 兵庫県道高速湾岸線のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間。ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区味泥町（摩耶東行入口及び摩耶西行出口）から西宮市今津水波町までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線又は大阪府道高速大阪西宮線を通行する場合は除く。
- ロ 大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち大阪市港区港晴（天保山出入口）から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の全部又は一部の区間並びに大阪府道高速淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 JCT）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間の全部又は一部の区間。ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。

(2) NEXCO・本四との乗継割引

割引を適用する自動車

下表左欄の路線（下表中欄の区間の全部又は一部の区間を通行する自動車で、当該区間のみを通行する場合に限る。）と下表右欄の西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が管理する路線を連続して通行する ETC 車。

路線	区間	路線
大阪府道高速大阪池田線	豊中南（名神）（北行）出入口から池田出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線
大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大和川線	松原 JCT から平野出入口又は三宅西出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線又は高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
大阪府道高速大阪東大阪線	東大阪 JCT から第二阪奈出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線
兵庫県道高速神戸西宮線	西宮 IC から芦屋出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線

兵庫県道高速神戸西宮線	月見山（第二神明）から柳原出入口まで	一般国道2号（第二神明道路）
兵庫県道高速北神戸線	西宮山口JCTから西宮山南出入口まで	高速自動車国道中国縦貫自動車道
兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路2号線	布施畑JCTから永井谷出入口、しあわせの村出入口又は白川南出入口まで	一般国道28号（神戸淡路鳴門自動車道）
兵庫県道高速北神戸線	伊川谷JCTから前開出入口まで（ただし、伊川谷JCTから永井谷JCTまでの区間のみを通行する場合は除く。）	一般国道2号（第二神明道路）
大阪府道高速湾岸線	りんくうJCTから貝塚（南行）出入口まで	一般国道481号（関西国際空港連絡橋）又は高速自動車国道関西国際空港線

基礎割引額は、普通車については95.23円、大型車については190.47円とする。

実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

（3）西線内々利用割引

割引を適用する自動車

兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路北神戸線、神戸市道高速道路2号線、兵庫県道高速神戸西宮線、兵庫県道高速湾岸線（神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間に限る。）及び神戸市道生田川箕谷線における出入口等を起着点として通行し、かつ、その利用距離が6キロメートルを超えるETC車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

基礎割引額は、普通車については95.23円、大型車については190.47円とする。

実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

（4）池田線端末区間割引

割引を適用する自動車

大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち池田市桃園二丁目から同市木部町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

基礎割引額は、普通車については190.47円、大型車については380.95円とする。ただし、ETC車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合には、同表の基礎割引額を併せて適用する。

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車

平日 (月曜日～金曜日)	6:00 以後～9:00 前	142.85 円	285.71 円
	17:00 以後～20:00 前		

(注) 平日(月曜日～金曜日)は、祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。以下同じ。)を除く。

実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(5) 西大阪線端末区間割引

割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち大阪市大正区三軒家東三丁目から同市港区弁天五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

基礎割引額は、普通車については285.71円、大型車については571.42円とする。ただし、ETC車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合には、同表の基礎割引額を併せて適用する。

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車
全日	0:00 以後～6:00 前	95.23 円	190.47 円
	22:00 以後～24:00 前		

実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(6) 東大阪線端末区間割引

割引を適用する自動車

イ 大阪府道高速大阪東大阪線のうち東大阪市荒本北から同市西石切町五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

ロ 記イに掲げる区間と高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線とを連続して通行するETC車

記 イ又はロに定める自動車ごとに次の基礎割引額を適用する。

イ 普通車 285.71円

大型車 571.42円

ロ 普通車 190.47円

大型車 380.95円

実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(7) 基礎割引額を適用した料金の額及び消費税等の取扱い

記(1)から記(6)までに定める基礎割引額を適用した料金の額は、記〔2〕一(3)の規定にかかわらず同(1)又は同四に定める自動車ごとの利用距離に応じた基礎料金の額に上限料金の引下げに係る割引又は新神戸トンネル連続利用割引を適用した基礎料金から記(1)から記(6)までに定める自動車ごとの基礎割引額(池田線端末区間割引又は

西大阪線端末区間割引の表に掲げる区分及び時間帯に定める基礎割引額を併せて適用する場合においては、その合計額とする。)を適用し、その後に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

六．ETC前納割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETCクレジットカード(会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

(2) 割引率

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5%
58,000円	50,000円	約14%

七．一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引内容

一のETCクレジットカード又はETCパーソナルカードごとに平成24年4月20日以前に付与されたポイント及び平成18年3月31日付け阪高計画第85号で申請し、同日付けで許可を受けた「京都市道高速道路1号線等に関する事業」のうち本文「1．高速道路の路線名」中及びの路線(以下「京都圏」という。)において付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

八．事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

車両単位割引

一のETCコーポレートカードごとにETCシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1ヵ月の合計額(京都圏における月間利用額と合算して計算する。)に応じて、表1に掲げる割引率を適用する。ただし、平成29年3月31日までの間にあっては、表1にかかわらず、表2に掲げる割引率を適用する。

表1

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～10,000 円以下の部分	3%
10,000 円超～35,000 円以下の部分	6%
35,000 円超～70,000 円以下の部分	8%
70,000 円を超える部分	13%

表 2

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～10,000 円以下の部分	10%
10,000 円超～30,000 円以下の部分	15%
30,000 円を超える部分	20%

契約単位割引

- イ 利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の阪神高速道路における月間利用額の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。ただし、阪神高速道路における月間利用額（京都圏における月間利用額を含めない。）に限り、5%の割引率を加えて適用する。
- ロ この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記 に掲げる表を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

九．阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車

(2) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間（1年間を限度とする。）を設定する。

(4) 割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

(5) 事前の届出

個々の企画割引ごとに記(1)から記(4)までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十．有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

- (1) 割引を適用する自動車
阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車
- (2) 割引率等
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。
- (3) 割引を実施する期間
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。
- (4) 割引を適用する区間
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。
- (5) 事前の届出
個々の社会実験ごとに記(1)から記(4)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十一．割引相互間の適用関係

- (1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、新神戸トンネル連続利用割引、E T C前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスに限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用し、障害者割引適用後の金額に対してE T C前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスを適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、池田線端末区間割引、西大阪線端末区間割引、東大阪線端末区間割引又は東大阪線端末区間割引及びN E X C O・本四との乗継割引を適用した場合(以下「重複割引等」という。)の方が低い額になる場合は、重複割引等を当該自動車に適用する。
- (2) E T C路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。
- (3) 上限料金の引下げに係る割引、新神戸トンネル連続利用割引、環境ロードプライシング割引、N E X C O・本四との乗継割引、西線内々利用割引、池田線端末区間割引、西大阪線端末区間割引、東大阪線端末区間割引、E T C前納割引、一般向けマイレージポイントサービス及び事業者向け大口・多頻度割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

重複適用の有無

- ・ ・ 重複適用あり
- × ・ ・ 重複適用なし

	上限 料金	
新神戸	○	新神戸

環境 R P			環境 R P								
会社間		×	×	会社間							
西線内々			×	×	西線内々						
池田		×	×	×	×	池田					
西大阪		×	×	×	×	×	西大阪				
東大阪		×	×		×	×	×	東大阪			
前納									前納		
マイレージ									×	マイレージ	
大口・多頻度									×	×	大口・多頻度

(注)「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「新神戸」は新神戸トンネル連続利用割引、「環境 R P」は環境ロードプライシング割引、「会社間」は N E X C O ・本四との乗継割引、「西線内々」は西線内々利用割引、「池田」は池田線端末区間割引、「西大阪」は西大阪線端末区間割引、「東大阪」は東大阪線端末区間割引、「前納」は E T C 前納割引、「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引をそれぞれ指すものとする。

重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	新神戸トンネル連続利用割引、N E X C O ・本四との乗継割引、池田線端末区間割引又は西大阪線端末区間割引
3	環境ロードプライシング割引又は東大阪線端末区間割引
4	西線内々利用割引
5	E T C 前納割引、一般向けマイレージポイントサービス又は事業者向け大口・多頻度割引

〔 4 〕 料金の徴収期間

平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 6 2 年 9 月 3 0 日までとする。

〔 5 〕 その他

一．けん引自動車

けん引自動車(けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。)が、被けん引自動車(けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。)1台をけん引している場合は、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合は、2台目以降の被けん引自動車について、1台につき、更に普通車の料金1台分を徴収する。

二．乗継について

阪神高速道路のうち下表のA路線欄に掲げる路線とB路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合(ただし、会社が別に定める出口及び入口を引き続いて通行する場合に限る。)であって、乗継券を提出した自動車又はETCシステムに当該通行実績を記録したETC車それぞれについて、会社が別に定める日までの間、これを1回の通行とみなす。

A 路線	B 路線	備考
大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線(堺市堺区大浜西町から泉大津市臨海町一丁目までの区間)	A 路線と B 路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線 (神戸市須磨区月見山町三丁目から同市灘区岩屋南町までの区間)	兵庫県道高速湾岸線	
大阪府道高速大阪西宮線 又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線(大阪市北区堂島浜から同区西天満までの区間)	A 路線から B 路線へ通行する場合に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	A 路線と B 路線とを ETC 車で通行する場合に限る。

三．消費税等の取扱いに関する事前の届出

記〔1〕から記〔3〕までに掲げる消費税等の取扱いについて、事前に国土交通大臣に届出をすることで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

四．実施期日

記〔1〕から記〔3〕までに掲げる事項は平成26年4月1日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線
(4号・5号湾岸線)

	三宮(阪神)南線 三宮JCT		三宮(都市計画道路) 三宮大橋北線(旧三宮) 三宮JCT		出島		石津		浜寺		高石		助松		泉大津(北行)		泉大津(南行)		岸和田北		岸和田南(北行)		岸和田南(南行)		貝塚(北行)	
南港南	2.2	2.5	5.1	6.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南港中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南港北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天保山・天保山JCT	8.4	8.7	11.3	12.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湾岸舞洲・北港JCT	10.5	10.8	13.4	14.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中島	13.1	13.4	16.0	17.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎東海岸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎末広	15.4	15.7	18.3	19.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥尾浜	17.6	17.9	20.5	22.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
甲子園浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮浜	20.9	21.2	23.8	25.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南芦屋浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
深江浜	24.6	24.9	27.5	29.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住吉浜・魚崎浜	27.1	27.4	30.0	31.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六甲アイランド北	27.9	28.2	30.8	32.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	泉佐野南		りんくうJCT	
貝塚(北行)	-	-	-	-
岸和田南(南行)	-	4.4	6.6	7.5
岸和田南(北行)	-	-	-	-
岸和田北	-	8.8	11.0	11.9
泉大津(南行)	-	11.1	13.3	14.2
泉大津(北行)	-	-	-	-
助松	-	13.8	16.0	16.9
高石	-	15.6	17.8	18.7
浜寺	-	-	-	-
石津	-	19.1	21.3	22.2
出島	-	-	-	-
大浜	-	21.9	24.1	25.0
大浜	-	24.5	26.7	27.6
南港南	-	27.0	29.2	30.1
南港中	-	-	-	-
南港北	-	-	-	-
天保山・天保山JCT	-	33.2	35.4	36.3
湾岸舞洲・北港JCT	-	35.3	37.5	38.4
中島	-	37.9	40.1	41.0
尼崎東海岸	-	-	-	-
尼崎末広	-	40.2	42.4	43.3
鳥尾浜	-	42.4	44.6	45.5
甲子園浜	-	-	-	-
西宮浜	-	45.7	47.9	48.8
南芦屋浜	-	-	-	-
深江浜	-	49.4	51.6	52.5
住吉浜・魚崎浜	-	51.9	54.1	55.0
六甲アイランド北	-	52.7	54.9	55.8

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線
(4号・5号湾岸線)

大阪府道高速道路淀川左岸線
(2号淀川左岸線)

	島屋・工川・影狩イ		正蓮寺川		大開		海老江北(仮称)・海老江JCT		大淀(仮称)	
淀川左岸舞洲・北港JCT	0.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島屋・工川・影狩イ	-	-	-	-	2.0	3.2	5.2	7.0	-	-
正蓮寺川	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	3.8
大開	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海老江北(仮称)・海老江JCT	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大淀(仮称)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
淀川左岸舞洲・北港JCT	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

大阪府道高速大和川線
(6号大和川線)

	鉄砲西(仮称)		鉄砲東(仮称)		常磐西(仮称)		常磐東(仮称)		天美(仮称)		三宅西		松原線・大和川線	
三宅(仮称)・三宅JCT	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄砲西(仮称)	-	-	-	-	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄砲東(仮称)	-	-	-	-	-	-	-	-	1.5	-	-	-	-	-
常磐西(仮称)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6
常磐東(仮称)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天美(仮称)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松原線・大和川線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅(仮称)・三宅JCT	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出入口等間の利用距離

出入口等間	利用距離 (km)
池田木部入口から神田出口	3.2
川西小花入口から神田出口	1.1
第二阪奈入口から東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口	3.6
水走入口から東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口	3.0
中野入口から東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口	0.9
松原 J C T 入口から三宅西出口	2.2
大堀入口から三宅西出口	1.5
安治川入口から北津守出口	3.1
安治川入口から大正西出口	1.5
弁天町入口から北津守出口	2.1
弁天町入口から大正西出口	0.5
伊川谷 J C T 入口から前開出口	4.8
永井谷入口から前開出口	2.9

普通車、大型車及び特大車の種類

本文中、記〔 2 〕二に定める普通車、大型車及び特大車の種類は、以下のとおりとする。

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗員定員が10人以下のもの(ロに該当するものを除く。)
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの(以下「普通貨物自動車」という。)で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)
	ト 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの(以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
チ けん引自動車が普通車(普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。)である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両	

大型車	リ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(へに該当するものを除く。)、車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
	又 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの並びに同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両	二又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、へ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車(4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(リに該当するものを除く。)
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車(その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(チ又はルに該当するものを除く。)